

釧路湿原自然再生全体構想の見直しについて

1. 背景

- ・2005年3月に「釧路湿原自然再生全体構想」を策定
- ・自然再生への理解を更に進める観点から、全体構想の改定を2015年3月に実施。湿原の持つ生態系サービス（洪水リスク軽減、炭素貯留による温暖化防止、エコツーリズムの提供、海への鉄分供給等）に着目した。
- ・生物多様性 COP15（2022年）において、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる」というネイチャーポジティブ（自然再興）が採択され、国内法として2024年に生物多様性増進活動促進法が公布。釧路湿原の自然再生は我が国におけるネイチャーポジティブの元祖であり、これまでの成果を踏まえつつ、全体構想の見直しに着手する。

<見直し項目>

- ・社会環境の変化を反映（ネイチャーポジティブ、30 by 30、気候変動、カーボンニュートラル 等）
- ・改訂以降10年間の取組の評価（達成状況や課題のとりまとめ）
- ・小委員会の再編
- ・個別事業の成果から、湿原全体の保全に対する評価への展開 等

2. 作業スケジュール

【令和6年度】

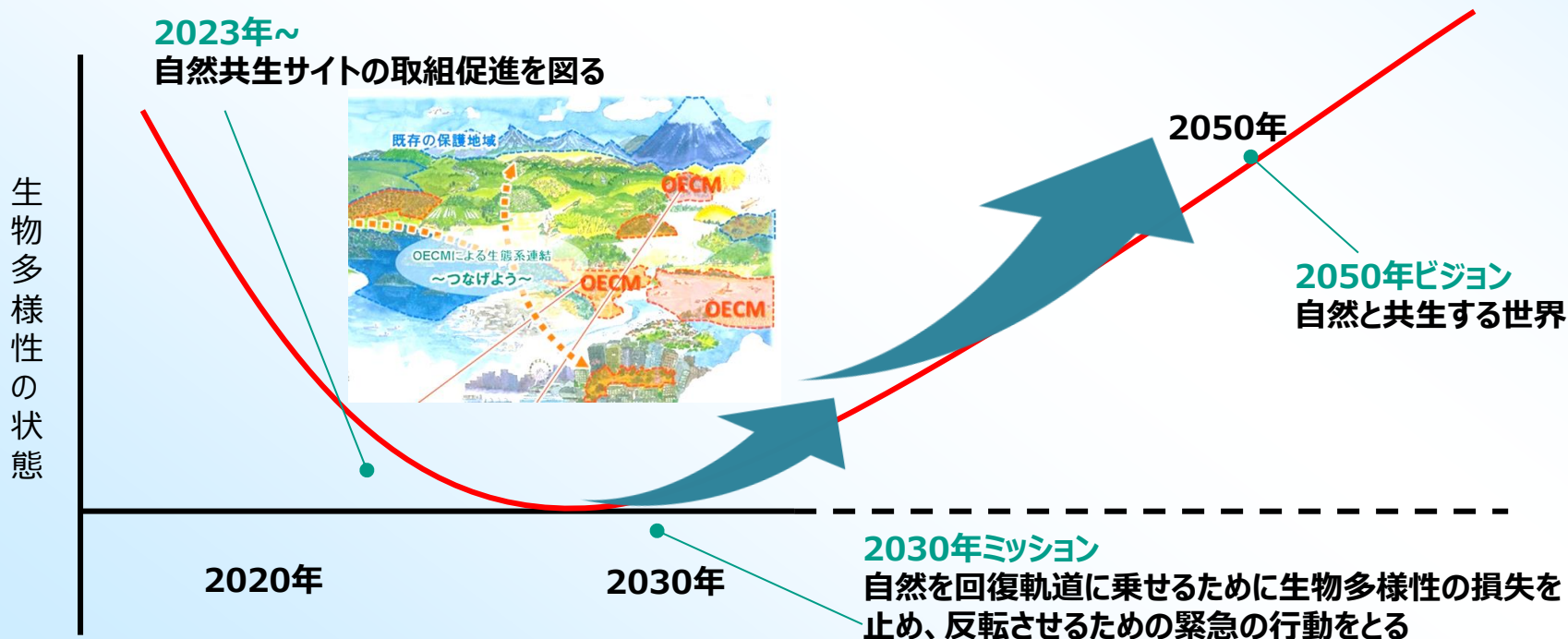
3月7日 第31回協議会 全体構想見直し着手の承認
全体構想検討事務局会議（同日）
見直し実施に係る作業内容の整理・確認 等

【令和7年度～8年度】

各小委員会：各分野の達成状況や課題のとりまとめ・点検に着手
前回改訂と同様、全体構想見直しWGを新たに設置する。
WG：構成等検討・素案作成、協議会：素案等の協議
※令和8年度の協議会で全体構想の改定を承認

(参考)「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の実現に向けて

- 生物多様性COP15にて採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」で、**2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる」という「ネイチャーポジティブ」**が掲げられた。
- ネイチャーポジティブの実現に向け、**30by30目標**（2030年までに陸と海の30%を保全）のための**OECDの推進**（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）や気候変動対策との相互連携の推進が求められている。
- 世界目標を踏まえ、2030年のネイチャーポジティブ実現を目指し、**生物多様性国家戦略2023-2030**が2023年3月に閣議決定。



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、生物多様性増進活動促進法)

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※²の設定促進が必要**。
- また、**企業経営においても**、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている**。

※¹ 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

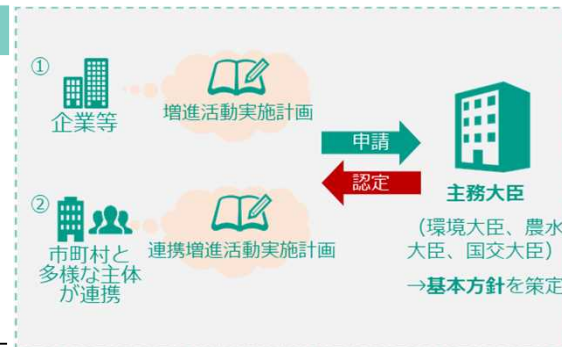
※² 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
 - ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。
- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。



(2) 生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

＜施行期日＞ 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日